

## 令和5年度第3回評議員会 議事録（要旨）

令和5年12月12日、会長笹野章央が、評議員全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記内容の提案書を発したところ、当該提案に対し、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、本会定款第16条第4項の規定に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

### 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項

#### **議案第3号 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定について**

電子帳簿保存法の改正に伴う電子取引データの保存、訂正及び削除に係る事務処理規程を新たに制定すること

### 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

会長 笹野章央

### 3 評議員会の決議があったとみなされた日

令和5年12月22日

なお、提案した事項について特別の利害関係を有する評議員は、いなかった。

以 上